

令和2年度「建設業法令遵守推進本部」の 取組結果及び令和3年度取組方針

～建設業における法令遵守を推進します～

北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところです。

この度、令和2年度における推進本部の取組結果及び令和3年度における取組方針がまとまりましたのでお知らせします。

令和2年度の推進本部の取組結果及び令和3年度取組方針における主なポイントは、以下のとおりです。

1. 令和2年度の取組結果

- ① 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等
 - ・駆け込みホットライン等への通報…延べ23件
※「駆け込みホットライン」とは、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。
- ② 建設業者に対する立入検査の実施
 - ・立入検査実施件数…29件
- ③ 監督処分・勧告の実施
 - ・監督処分件数…0件、文書勧告件数…11件

2. 令和3年度取組方針

- ① 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施
- ② 関係法令等の周知
- ③ 「建設業取引適正化推進期間」（10～12月）の取組の充実
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策

※詳細については、添付の資料をご覧ください。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 建設産業企画官 冨家 靖隆（内線5898）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 渡部 之友（内線5886）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



令和 3 年 7 月 2 日
北海道開発局

建設業法令遵守推進本部の取組について

北海道開発局は、平成19年度に北海道開発局長を本部長とする「建設業法令遵守推進本部」を設置し、年度ごとに策定する「取組方針」に基づき、元請下請間の契約手続の適正化など、建設業における法令遵守の推進に取り組んできたところであり、令和2年度の取組結果を以下に取りまとめる。

また、国土交通省が示した「令和3年度建設業法令遵守推進本部活動方針」を踏まえて、令和3年度の北海道開発局「建設業法令遵守推進本部」の「取組方針」を定め、法令遵守のさらなる推進に取り組むこととする。

1. 令和2年度の取組結果

(1) 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

i 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

「駆け込みホットライン」(建設業法違反通報窓口)や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等へ寄せられた法令違反疑義情報等は、建設業法に関する質問、相談等も含めて延べ23件であり、契約書・見積書の不備など建設業法違反に関する通報や代金の支払いに関する相談などが主な内容であった。

ii 建設業者に対する立入検査の実施

実施件数は29件

(国土交通大臣許可業者29件、北海道知事許可業者0件)。

[内訳]

- ・下請取引等実態調査結果等に基づく検査：29件
 - ・北海道知事許可業者に対して北海道と合同で実施した検査：0件
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同立入検査は未実施。

また、立入検査時に調査票を使用した「実務経験証明書の確認方法に関する調査」及び「安全衛生経費の確保に関する調査」を行った。

iii 監督処分・勧告の実施

監督処分件数： 0件

文書勧告件数： 11件

下請代金の支払 6件、契約書未作成等 4件（当初契約 3件、変更契約 1件）、主任技術者等不配置 2件、下請への見積依頼方法・期間 1件、無許可業者との契約 1件

* 1件の勧告に複数の項目が含まれるため、内訳と一致しない。

iv 法令遵守を推進するための周知啓発活動

法令遵守を推進するための周知啓発に関する取組については、「建設業法令遵守ガイドライン」の趣旨を踏まえ、建設業法の守るべきポイントを取りまとめた冊子「建設業者のための建設業法」の配布、ホームページ等による情報提供、「建設業法令遵守講習会」（書面開催）、改正建設業法説明会（web開催）及び立入検査時における指導等を通じて周知啓発を行った。

また、「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」についても、様々な機会を捉えて周知を図った。

（2）関係法令等の周知

大臣許可業者以外の建設企業にも関係法令の周知を図るため、ホームページでの情報提供のほか、「建設業法令遵守講習会」（書面開催）及び改正建設業法説明会（web開催）を通じて、改正建設業法（令和元年6月改正）を含めた関係法令の周知を行った。

（3）「建設業取引適正化推進期間」（10～12月）の取組の充実

これまで毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」としていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、今年度から10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と新たに位置づけ、取り組みを行った。

経済産業本省、公益財団法人建設業適正取引推進機構、北海道と連携し、建設企業を対象に建設業法令遵守講習を書面開催した（新型コロナウイルス感染症患者数の拡大により、参集による開催を中止したため。）。

- ・「建設業の適正取引に向けて～実際のトラブル事例を踏まえて～」
- ・「建設業法改正のポイント」
- ・「金属関連業者との取引条件改善に向けて」

2. 令和3年度 of 取組方針

（1）建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

- ・「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下、

「各種相談窓口」という。)のより一層の周知を図るとともに、各種相談窓口等に寄せられる法令違反疑義情報に基づく調査、過去に行政指導等を受けた建設企業へのフォローアップ調査、本省が実施する下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設業者への調査を実施し、また、北海道開発局において法令上問題と認識する事案等に関して、不正行為を行っているおそれのある建設業者や繰り返し違反行為を行っていると認められる建設業者を選定し、立入検査を実施する。特に技能労働者への適切な水準の賃金支払いや著しく短い工期の禁止については重点的に調査を行い、違反行為の確認及び適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努める。

- ・令和2年10月に施行された改正建設業法（以下、「法改正」という。）において新設された「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みを実施する。また、通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。
- ・外国人建設就労者受入事業及び特定技能制度（建設分野での受入れに限る）については、当該事業を所管する本省国際市場課との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。
- ・建設業を支える優秀な担い手を確保・育成のため、個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、建設キャリアアップシステムの登録及び建設業退職金共済制度への加入等の有無について確認等を行う。
- ・社会保険加入対策の一環として、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用状況等について、立入検査等で確認する。また、社会保険の加入が建設業許可の要件となったことから、下請企業への指導も含め、社会保険加入の徹底について周知を図る。

（2）関係法令等の周知

i 建設業法の法令遵守に関する周知

これまで、大臣許可業者を中心に立入検査等の場を通じて建設業法をはじめとする関係法令等の周知及び遵守の徹底を促してきたが、法令遵守に関する取り組みは、元請下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要であることから、下請の立場となる機会の多い大臣許可業者以外の建設企業への関係法令等の周知にも継続して取り組む。

また、技能労働者への適切な水準の賃金支払い、偽装一人親方対策及び法改正

により新設された「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知について、今後、改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、講習会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。

ii 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約に関するトラブル・苦情・相談等について、相談者に対して紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」について、下請企業等も含め、広くその存在が知られるようあらゆる機会を通じて、同センターをより一層周知する。

(3) 「建設業取引適正化推進期間」（10～12月）の取組の充実

建設業の下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う重要な機会であることから、昨年度に引き続き、10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と位置づけ、幅広く周知を図るための広報に努めるとともに、北海道や北海道経済産業局と連携し、合同立入検査を実施する。

法令遵守講習会については、公正取引委員会、北海道警察（暴力団対策）、厚生労働省（社会保険担当部局）、北海道等の関係機関と連携を強化し、内容の充実を図る。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和3年5月12日改訂）の周知に努めるものとし、本ガイドラインに沿った対応を求めるものとする。

また、必要に応じ、発注部局及び他の建設業許可部局との連携の強化や建設企業に対する指導・監督の強化等に努める。

建設業法令遵守推進本部 取組結果及び取組方針(概要版)

令和2年度 取組結果のポイント

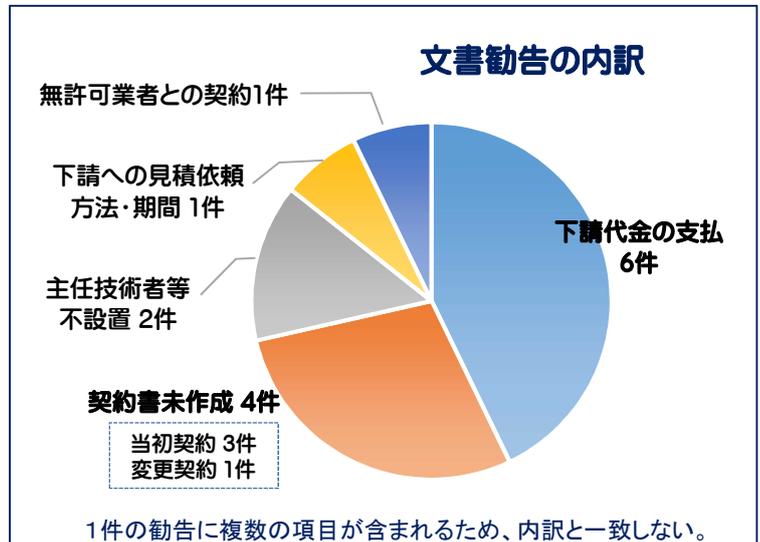
立入検査の実施

- 大臣許可業者 29件
許可業者数に対し約2割への立入を実施(R3.3.31現在許可数 162者)
- 知事許可業者 0件
新型コロナウイルス感染症拡大のため、北海道との合同立入検査は未実施

- 監督処分 0件
- 文書勧告 11件

法令遵守 周知・啓発

- 建設業取引適正化推進期間(10~12月)における法令遵守講習会の実施
※新型コロナウイルス感染症拡大のため、R2年度は書面により開催
- 法令遵守の周知・啓発として、建設業法の守るべきポイントを取りまとめた冊子「建設業者のための建設業法」を配布するとともに、開発局HPでも公表
- 建設業法違反に関する通報窓口「駆け込みホットライン」と建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップダイヤル」等での対応(23件)及び窓口の周知を実施



令和3年度 取組方針のポイント

法令違反にかかる調査・指導の実施

- 「駆け込みホットライン」などへの通報に基づく調査の実施
- 過去に行政指導を受けた者へのフォローアップ調査の実施
- 下請取引等実態調査(本省実施)における未回答者及び不適正回答者に対する調査の実施 等

関係法令等の周知

- 改正建設業法の内容や関係法令等を、大臣許可以外の建設企業にも、あらゆる機会を通じて幅広く周知

建設業取引適正化推進期間の充実

- 10月~12月を「建設業取引適正化推進期間」として各種取組を実施
- 北海道と合同で、知事許可業者への立入検査を実施

新型コロナウイルス感染症対策

- 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和3年5月12日改訂)の周知・徹底